

**東日本大震災津波による被災自動車の代替自動車に係る
自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割の特例措置について**

令和元年 10 月
岩手県総務部税務課

平成 23 年 3 月 11 日時点の被災自動車の所有者の方が、平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に代替自動車を取得した場合に、自動車税環境性能割と、一定期間の自動車税種別割が非課税となります。

1 非課税の要件

- ア 被災自動車が被災による永久抹消登録されていること。
- イ 平成 23 年 3 月 11 日時点の被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が同一であること。
- ウ 被災自動車に対応する代替自動車は、被災自動車 1 台につき代替自動車 1 台であること。
- エ 被災自動車と代替自動車の自家用及び事業用区分が同一であること。(例えば、被災自動車が自家用自動車であれば代替自動車も自家用自動車であること。)
- オ 所有者がお亡くなりになっている場合には、その相続人の方が取得した自動車であること。
- カ 所有者が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人、分割承継法人が取得した自動車であること。

2 自動車税(令和元年 10 月 1 日以降に賦課されたものについては自動車税種別割)の非課税期間

代替自動車の取得時期	課税されない年度	課税が始まる年度
平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	平成 28 年度及び平成 29 年度	平成 30 年度から
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 29 年度及び平成 30 年度	平成 31 年度から
平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 30 年度及び平成 31 年度	令和 2 年度から
平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	平成 31 年度及び令和 2 年度	令和 3 年度から
令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 2 年度及び令和 3 年度	令和 4 年度から

3 必要書類

- ア 自動車税環境性能割非課税申請書（軽自動車の場合は、軽自動車税環境性能割非課税申請書）（*）
- イ 永久抹消登録した自動車の『被災車両』と記載された登録事項等証明書（軽自動車の場合は、検査記録事項等証明書）
- ウ 代替自動車の車検証

★以下の場合、併せて次の書類が必要となります。

- エ 代替自動車を登録後に申請をする場合は、納税確認書（登録時に納めた自動車税（環境性能割・種別割）又は軽自動車税環境性能割の領収書）
- オ イに『被災車両』と記載されていない場合は、被災状況申立書（*）
- カ 被災自動車の所有者が亡くなっている場合は、戸籍謄本（代替自動車の所有者が被災自動車の所有者の相続人であることがわかるもの）
- キ 被災自動車の所有者が消滅した法人である場合は、法人に係る登記事項等証明書（消滅法人、合併法人及び承継法人の関係がわかるもの）

※（*）の書類については、岩手県公式ホームページ内「けんぜいねっと」の「自動車に関する特設ページについて」でダウンロードできます。ホームページはこちら→[自動車に関する特設ページについて](#)

【注】

- ・ ローンで自動車を購入した場合など、自動車販売事業者等に所有権が留保されているときは、買主（使用者）の方を所有者とみなします。
- ・ 被災自動車が1台である場合には、取得した最初の1台の自動車のみ非課税の対象となります。
- ・ 非課税の対象となった自動車が、名義変更等の移転登録がされた場合は、移転登録された日の翌月から月割で課税になります。
- ・ 非課税の申請をした被災自動車が、車検の更新や移転登録等された場合には非課税は取り消され課税になります。
また、被災自動車についても、さかのぼって課税となります。
- ・ 自動車税環境性能割非課税申請書により、自動車税種別割の非課税も兼ねております。
- ・ 代替自動車が軽自動車の場合は、軽自動車税種別割の非課税は各市町村へあらためて届け出が必要となります。

【非課税の対象とならない被災自動車と代替自動車の組み合わせ】

営業用自動車 ⇔ 自家用自動車

二輪車 ⇔ 軽自動車・普通自動車

家族A所有 ⇔ 家族B所有

A社リース契約車 ⇔ A社以外の所有又は

A車以外のリース契約車

※ このほかにも非課税の対象とならないものがありますので、詳しくは広域振興局の県税窓口へお問い合わせください。

4 お問い合わせ先

広域振興局	所在地	電話番号	管轄区域
盛岡広域振興局 (県税部)	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	TEL : 019-629-6546 FAX : 019-626-2146	盛岡市、八幡平市、 滝沢市、雫石町、岩 手町、紫波町、矢巾 町
県南広域振興局 (県税部)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2	TEL : 0197-22-2822 FAX : 0197-22-4350	奥州市、金ヶ崎町
花巻県税センター	〒025-0075 花巻市花城町 1-41	TEL : 0198-22-4912 FAX : 0198-22-2529	花巻市、遠野市、北 上市、西和賀町
一関県税センター	〒021-8503 一関市竹山町 7-5	TEL : 0191-26-1420 FAX : 0191-23-9634	一関市、平泉町
沿岸広域振興局 (県税室)	〒026-0043 釜石市新町 6-50	TEL : 0193-25-2715 FAX : 0193-23-5059	釜石市、大槌町
宮古地域振興セン ター (県税室)	〒027-0072 宮古市五月町 1-20	TEL : 0193-64-2212 FAX : 0193-64-0946	宮古市、山田町、岩 泉町、田野畑村
大船渡地域振興セ ンター (県税室)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	TEL : 0192-27-9912 FAX : 0192-27-4914	大船渡市、住田町、 陸前高田市
県北広域振興局 (県税室)	〒028-8042 久慈市八日町 1-1	TEL : 0194-53-4986 FAX : 0194-59-3273	久慈市、洋野町、普 代村、野田村
二戸地域振興セン ター (県税室)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	TEL : 0195-23-9254 FAX : 0195-23-9301	二戸市、軽米町、一 戸町、九戸村

よくある問い合わせQ&A

Q 被災自動車の代わりに、既に代替自動車を取得して、自動車税（環境性能割・種別割）を納めているのですが、後から非課税申請はできますか？

A 申請できます。お近くの広域振興局へ必要書類を提出して、非課税が認められれば既に納めていただいている自動車税(環境性能割・種別割)をお返しします。

なお、年度途中で名義変更により普通自動車を取得された場合の自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者へお返しします。

ただし、法定納期限から5年を経過した場合は、お返しすることができません。

Q 代替自動車の調子が悪いので買い直した場合に、買い直した自動車についても非課税となりますか？

A 被災自動車1台に対して、代替自動車は最初に取得した1台となっておりますので、買い直した自動車については対象になりません。

Q 「自動車税環境性能割非課税申請書」となっていますが、種別割については別に申請が必要ですか？

A 必要ありません。

自動車税環境性能割非課税申請書は、自動車税種別割も兼ねております。

なお、軽自動車税種別割については、各市町村で賦課徴収を行っているため、各市町村へ改めて届け出が必要になる場合があります。詳しくは、軽自動車の住所地の市町村へお尋ねください。